

各位

2020年12月8日

放射線取扱主任者

先端加速器試験棟 (ATF) における RI 法等施行規則第 22 条の 3 適用について

(期間延長)

先端加速器試験棟(ATF)において、RI 法等施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間 2020年9月23日～2021年1月31日
2. 場所 先端加速器試験棟 (ATF) (図 1 の黄色のエリア。赤色の区域は適用外であり管理区域が維持

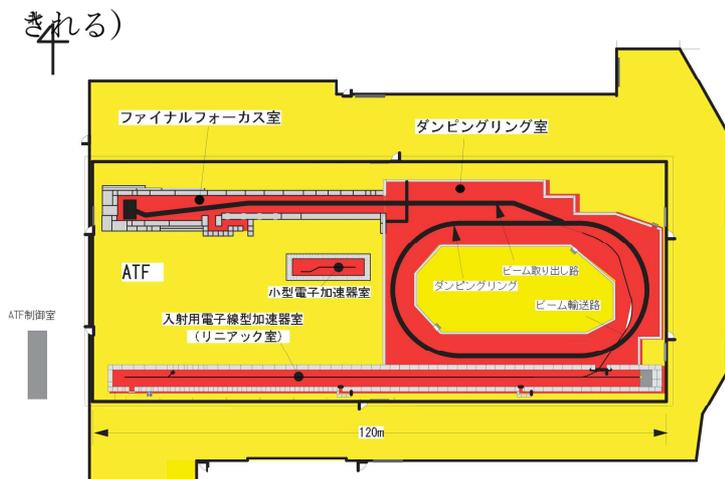


図 1 先端加速器試験棟の適用エリア

配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員